

# 議事録

第 24 回 定 例 総 会

令和 7 年 7 月 9 日

## 太田市農業委員会 24回定例総会議事録

開会日時	令和7年7月9日 (水) 午後2時							
閉会日時	令和7年7月9日 (水) 午後4時20分							
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室 (2階)							
出席委員 (18人)	1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫 9 津久井準一郎 10 木村 克巳 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江 14 内田 達夫 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 18 永井 幸二							
欠席委員 (1人)	19 片亀 昌子							
出席職員 (9人)	毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理 町田主任 須永主任 永井主事補 堀越主任専門員							
会議に付 した事項	議案第1号 農地法許可取消願について (会長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長) 議案第6号 競公売農地の買受適格証明願について (5条) (会長)							
報告事項	報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について							

- 1 開会** 午後2時
- 2 開会宣言** ただいまから第24回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 3 会期の決定**
- 議長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。
- 事務局 本日の定足数については、出席委員18名、欠席委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。
- 議長 続いて、会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委員長 (異議なしの声あり)  
議長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。
- 4 議事録署名人及び書記の選任**
- 議長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委員長 (異議なしの声あり)
- 議長 それでは、17番 室田道博委員 と 18番 永井幸二委員 のお二人にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。
- 事務局 訂正はございません。
- 5 議事顛末**
- 議長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を  
求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番、新田市町の土地 畑 419 m<sup>2</sup> 外5筆 計3,058.73 m<sup>2</sup>について、露天資材置場用地として許可を得ましたが、契約を売買から賃貸借へ変更するため、当該許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会より報告願います。

9番委員

番号1番について、第5地区協議会から報告いたします。

議案第1号の1番、農地法許可取消願についてであります、これは2か月ほど前に売買予定地として申請のあった案件ですが、許可後、契約内容に変更がありまして、所有権移転から賃借権、要するに売買から賃貸借ということで設定を変更したい旨、取消願が提出されたので調査したところ、取消しに支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ござりますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛て

にあつたので、処分の決定を求めます。

提出件数は30件です。

事務局より、提案をお願いします。

## 事務局

提出件数は30件について、朗読し詳細に説明する。

1番 牛沢町の土地 畑 1,025 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,317 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

2番 牛沢町の土地 畑 368 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,103 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

3番 牛沢町の土地 畑 269 m<sup>2</sup> 外4筆 計3,048 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

4番 牛沢町の土地 畑 1,006 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

5番 牛沢町の土地 畑 491 m<sup>2</sup> 外1筆 計985 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

6番 牛沢町の土地 畑 1,093 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,081 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

7番 牛沢町の土地 畑 590 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

8番 牛沢町の土地 畑 374 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

9番 牛沢町の土地 畑 508 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

10番 牛沢町の土地 畑 511 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

11番 牛沢町の土地 畑 973 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,956 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

12番 牛沢町の土地 畑 507 m<sup>2</sup> 外1筆 計992 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

13番 牛沢町の土地 畑 506 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

14番 牛沢町の土地 畑 461 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,118 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

15番 牛沢町の土地 畑 556 m<sup>2</sup> 農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

- 16番 牛沢町の土地 畑 487 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,431 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 17番 古戸町の土地 田 488 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電施設として借り受けを継続したい。
- 18番 古戸町の土地 畑 1,725 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電施設として借り受けを継続したい。
- 19番 古戸町の土地 田 974 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電施設として借り受けを継続したい。
- 20番 古戸町の土地 田 485 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電施設として借り受けを継続したい。
- 21番 古戸町の土地 田 551 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電施設として借り受けを継続したい。
- 22番 龍舞町の土地 田 3,549 m<sup>2</sup>、自宅に近い農地を取得して耕作したい。
- 23番 成塚町の土地 畑 497 m<sup>2</sup>、借り受けている農地を譲受け、農業に精進したい。
- 24番 新田赤堀町の土地 田 1,514 m<sup>2</sup>、充電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。
- 25番 新田市町の土地 畑 836 m<sup>2</sup>、営農型太陽光発電施設として借り受けを継続したい。
- 26番 新田上江田町の土地 畑 1,124 m<sup>2</sup>、売電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。
- 27番 新田上江田町の土地 畑 833 m<sup>2</sup>、売電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。
- 28番 新田上江田町の土地 畑 1,303 m<sup>2</sup>、売電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。
- 29番 藪塚町の土地 畑 1,184 m<sup>2</sup> 外12筆 計15,442 m<sup>2</sup>、売電事業自由化に伴い発電量を確保し安定した発電事業を行うと共に、農地活用により優良農地の保全に努める。
- 30番 大原町の土地 畑 50 m<sup>2</sup> 外4筆 計3,544.53 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 番号1番から30番のうち、区分地上権設定を除く案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 17番から29番のうち、区分地上権設定に係る案件については、営農型太陽光発電所の設置に伴う区分地上権設定です。いずれも農地法第3

条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。なお、番号17番から21番及び24番から29番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

それでは、番号1番から16番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番から16番まで報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地を確認した結果を報告いたします。

譲受人は●●●の●●●●●●●●●というところでございまして、1番から16番まで、これは●●●の土手の下のほうの土地になるんですが、ここはもう今回で3回目の申請になっております。かなり大規模な面積のところでございますけれども、そこを農地を譲受け、経営規模を拡大し、永く農業に従事したいということです。また、譲渡人の理由としては、高齢で農地の管理ができないため、譲渡したいと。あるいは、相続により取得したが、耕作できないため譲渡したいといったような理由でございまして、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から16番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。

なし。

ちょっと私から、教えてほしいものがあるんですけども、案件の内

容そのものではないんですけども、ここの●●●●●●●●●●は●●の方ですが、このところで相当農地の転用をされているんですが、この会社は、ここ一帯をある程度借りてやりたいという営業方針とかというのは何かあるんでしょうか。あるいは、太田市の別の場所で幅広く展開したいとか、そういう経営方針というのは何かお聞きになつてはいることはありますか。

1番 委員

特別にそういったことは把握していないんですが、場所的にちょうど●●●の土手の下についている場所で、かなり広範囲な土地を今回3回目の申請で取得しているわけでございますが、ここに梅を植えて栽培しているというようなことでございます。そのほか、細かいことは、事務局のほうでお願いします。

事務局

それでは、補足で事務局から説明します。こちらの該当の●●●●●●●さんという会社ですけれども、先ほど1番委員がおっしゃったとおり、今回、3度目の申請となっております。こちらの地権者さんとの交渉がつき次第、随時、申請を上げていただいているんですけども、今回の申請で、牛沢町に関してはある程度の集約のめどが立ったということで、牛沢町についてはこれで最後かなということでお聞いております。やはり近隣市、●●●なんですかね、移動にも多少時間がかかるので、ある程度集約を進めた中で土地を借りる、または購入するということで検討はしているそうです。

今回については、梅を作付しまして、その取れた梅については、かりに梅とか梅しばとかですかね、そういったところと出荷のほうで協議して、まとまっているということで聞いております。以上です。

16番 委員

ちょっと1番委員さんになんですかね。だから、このこと自体は私は別に疑問はないんですけども、●●●●●●●●●はどちらかというと営農型太陽光発電のほうの傾向に今シフトしている、そんな状況があるので、これは農地法と、その前の地域計画の問題も生じるかと思いますけれども、その懸念がされるので、どうも●●●●●●●●●という名前を聞くだけでちょっと抵抗感があるんです。だから、それは同一展開の会社の状況の把握だけは必要かと思いますので、また次の段階でそのようなときには、今度はないものを作る営農型になるのか分からぬですかね、そのときにはまたそれで対応していただければ、そのような私の私感の意見ですかね、ひとつよろしくお願いしたいと思います。以上です。

- 議長 それ以外にありますか。
- また、16番委員さんの言われた話は非常にいいお話をうんざりです。実は太田市以外の会社の方が結構太田に来て、幅広く事業を展開しているんです。場合によっては、休泊辺りの田んぼをやって、ある程度重ねて、それから営農型太陽光に行くという傾向がありまして、その会社が規模があったら、会社が大体どういう会社で、どういう方向で経営方針を考えているかという話は、審査の過程で、もし差し支えのない範囲でお聞きいただいて、この場でご紹介いただくと非常にありがたいなという感じがいたします。以上です。
- では、採決をさせていただいていいですか。採決いたします。
- 番号1番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号1番から16番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号22番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号22番について、第2地区から報告いたします。場所は龍舞町で、譲受人が●●●●さんで、譲渡人は●●●の●●●●●であります。不動産業を営んでおります。●●さんのはうは、申請理由が自宅に近い農地を取得して耕作したい。譲渡人のほうは、会社の閉鎖に伴い、農地を譲渡したいということです。現地を確認したところ、周辺農地には何ら支障はありませんでした。第2地区では許可相当と意見決定しております。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号22番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員長 なし。
- ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号22番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 23 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16 番 委員 番号 23 番について、該当の土地につきましては、成塚町の住宅団地に面しているようなところで、集落内の土地であります。ご覧のとおり、譲渡人が 84 歳ということで、それと●●のほうに住んでいるという現状があります。現在、この土地については借受者の●●さんが管理をしている状況でございますので、今回の売買契約が成立して、3 条による譲渡しをしたいということでございます。第 3 地区の協議については、集落内農地、他の農地に対する影響もないということで、許可相当という結論を得ております。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ただいま、第 3 地区協議会より番号 23 番について報告がありました  
委員 が、ご意見、ご質問等ございますか。  
議長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 23 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議長 全員賛成ですので、番号 23 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 30 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番 委員 番号 30 番について、17 番からご報告します。  
当申請は、譲受人は必要な農機具も用意しておりますし、現地を確認しましたところ、周辺農地への支障もなく特に問題はないということで、地区協議会においては許可相当ということで決しました。以上です。

議長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 30 番について報告がありました  
委員 が、ご意見、ご質問等ございますか。  
議長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 30 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 30 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は 2 件です。  
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数 2 件について、朗読し詳細に説明する。
- 1 番 世良田町の土地 1,511 の内 323.6 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。  
農家住宅用地として、敷地拡張するものです。
- 2 番 新田村田町の土地 773 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。  
農家住宅用地として、敷地拡張するものです。  
以上、提案させていただきます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号 1 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8 番 委員 番号 1 番について、所有地を調査したところ、農地法の許可を得ずに敷地として利用していたことが判明したため、始末書を添えて是正したいということで、始末書はこちらに添付しております。これは住宅街の中なので、ほかの農地にも影響はないということで、許可相当と意見決定しました。

議長　再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。  
ただいま、第4地区協議会より番号1番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ござりますか。

18番委員　こういう申請がちよくちよく出るんですけれども、所有地の調査をしたところ、農地法の許可を得ずにというのでこういう案件が出ていますよね。これは何年頃からやっていたというのは分かるんですか。何年頃からこれを使っていた、そういう確認はできるんですか。  
分かればいいですけれども、分かったら、その敷地に建物が建っているというような案件がちよくちよく出ますよね。しらばっくれておいて、始末書だけで済むんだったら世話ないわな。今度はこういうふうに私もします。それが一番世話ないもん。だから、何年頃からこれをやっているのか、何年以内についてはちゃんとこういうふうな形になさい、そういうのはないんでしょう。要するに始末書で済むわけでしょう。そうですよね。

事務局　そうです。始末書と、あとは他法令の許可というところで、開発許可等が絡む場合はそちらの許可も同時に申請していただいて、そちらの許可のほうも問題ないということであれば、農地法と同時に、追認という形で許可を取っていただくということになっております。

18番委員　だから、ちょっと疑問に思った。  
事務局　なので、開発のほうも許可を取れないということになると、農地法のほうも同時に許可ができないということになるので、追認という形ではなくて、原状回復とか、そのような対応を取っていただく場合もあり得るということになります。

18番委員　それで、これは宅地並みの課税が課せられているのかね。  
事務局　そうですね。  
18番委員　これは衛星写真で見ると、法務局のほうは税金が宅地並みに課せられているとか、その辺は分かるんだよな。  
事務局　法務局では分からぬと思うんですが、資産税課のほうでどういう判断をしているかということになると思うので。

18番委員　いやいや、そうじゃないです。私の経験だと、うちの近くで畠を売るんですよ。もちろん、畠は安いわけですよね。それが宅地になっている。それは税務署のほうに聞いたら、宅地並みの課税がずっとかけられていたんですよ。それで、4条の申請をここでして、法務局で宅地に変更した、そういういきさつがあるんですよ。  
だから、その辺はこの審議には関係ないですけれども、こういうとこ

事務局

ろで土地の敷地に建物を造った場合に、宅地並みの課税がかかっている土地だとか、そういうのは確認をしていないんでしょうか。

18番委員

一応、どっちもあり得るという形になると思うんですが、今まで宅地並みの課税がされていたところもあれば、資産税課のほうで気づかずに、現状、宅地として使ってしまっているけれども、課税としては農地のままになってしまっているということで、資産税課のほうでどういう判断をしているかということになると思うので、どちらのパターンもあり得るということになると思います。

ちょっと長くなつて悪いんですけども、では、宅地並みの課税を課せられた人は、始末書だったらいいや、それで、片方は宅地並みの課税をしないんですかとなるということは、それでも始末書で済むんだったらそっちのほうが得ですよ。不平等だわね。

16番委員

私はその体験者なので、知る限りの話をちょっとしたいと思いますが、まず、いつ頃からかというのは、はつきりしたお答えは、15番委員さんともちょっと話したんだけれども、新都市計画法の施行は昭和46年12月に行われたんですよ。それ以前のものについては恐らくこういう規制はなく、普通の畠とか何でも、納屋でもバラックでも建っちゃつたと思うんですよね。だから、それが現実に今こういうふうになっているものが多いんじゃないかと思うんですよ。逆に解すると、46年以前に宅地になつていた、例えば物置でも何でもいいから建っていたと。下が畠であっても、宅地並みの税金を払って、宅地並みの形態を称していれば、今は畠であっても権利はあるんですよね。46年当時の証拠書類があつて、そのところ、私のうちはここに建物がありましたからこれは宅地ですよね、今は畠であっても当時は宅地だから宅地で、うちは建てられますよというと建てられるんですよ。それだけの法律的な区分があるので、恐らく今、18番委員さんの質問で言っているのは、その当時からの是正を必要とする土地に建物が建つたんじゃないいか、そういうふうな懸念がされます。それと、税金問題については、当然これは法務局の土地とは違つて、現状主義で税金はかかっていますので、課税課のほうで全部それは一筆一筆調べてあります。今は航空写真で全部びしっと出てしまつますので、極端な話ですけれども、たとえ1cmでも、2cmでも、10cmでも、畠に入つているとすれば、その分は課税は、もしかすれば宅地並みの課税になつてゐるかもしれない。そういうふうな区分けで現在やつてはいますので、今、18番委員さんの言つてはいる心配事もありますけれども、そのような現状ではないかというふうに私は認識しておりますので、そのように私も税

金を払ってきましたし、農業委員会の許可をもらって宅地転用もしましたし、そういうふうな経験上から、参考になるかどうか分かりませんけれども、そんな状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。余計なことですけれども、以上です。

18番委員 すみませんでした。貴重な意見で、分かりました。長くなっちゃうから、私も今後、研究したいと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、採決をさせていただきますが、番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号2番について、第5地区から報告いたします。

今の案件と同じようなものなんですねけれども、この申請地につきましては、相続によりまして取得した土地で、農地法の規定を知らずに、長年、宅地として転用をしないまま現在に至っているということです。それで現地調査をしたところ、宅地の一部が農地であることが判明したため、是正したい旨、始末書を添付して申請がありました。今後は十分注意し、農地法の遵守に努めることであり、許可基準チェックリストにより現地を確認しましたところ、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

5番委員 ちょっと確認させてください。さっきの1番を見てみると、敷地自体が1,511 m<sup>2</sup>の一部が転用していなかったというのは分かるんですよ。これを見ると、2番の●●●●●●が773 m<sup>2</sup>で、同じだけの敷地が是正で、要するに●●●●●●と一体利用したいということなんだけれども、まるっきり地番が違うので、現地がどうなっているか分からないんだけれども、本来でいけば、まるっきり違う地番ということでは是正とい

うのは違うような気がするし、もともと一体利用ではないと思うんだけれども。

事務局

そちらの回答なんですけれども、今回の一體利用地、●●●●●●と  
いうのは●●●●●●、今回の該当地の北側の部分ということで、隣接した一つの敷地として使ってしまっているという状態なんですが、●●●●●●というのは、実際、323 m<sup>2</sup>ということで、今回の申請地よりかなり少ない面積で、ただ、こちらは宅地として使っていて、この部分に住宅と、あともう一つ、附属家が宅地に建っていたという状況なんですが、隣接した今回の申請地、●●●●●●のところに農家用の物置を建ててしまっていたというところで、ここの一體を知らぬまま使っていた状況であるということで、今回、是正の申請をしていただいたということになります。

5番委員

知らないというのはちょっとおかしいし、面積が逆さだよ。言いたくはないけれども、是正する面積のほうが大きいというのは普通に考えて、これが同じ地番だったら構わないんだけれども、今言ったように、まるつきり筆が違うわけじゃない。現地は一緒だから知らないけれども、そうすると、是正ではなくて、この部分だけの転用を取るべきじゃないのかと俺は思うんだけども、是正ではなくて、それで許可になると思うんだけども、俺も疑問でちょっと分からぬけれども、ただ、今の説明でいくと、323 m<sup>2</sup>、そこに建っているものに関して、是正したいのが770ある、倍というのはさ。地番が違うんだから、筆がもともと違うんだから。だから、それは一體利用していて是正というのは違うような気がするんだけども、その辺はどうなのよ。だって、普通に転用を取れるでしょう、是正しなくて、敷地延長だって。

事務局

いや、是正は、今、建ってしまっているものを壊せば、壊して農地に戻していただければその土地で転用というのはもちろんできるんですけども、今の現状のまま転用するとなると是正しかないということになります。この方は、内情まで話すとあれなんですかけれども、実際に成年後見人のついていらっしゃる方ということで、資力はもうほとんどない方になっておりまして、では、ここを実際に壊してまた新たに、もちろん、原状回復、農地として戻していただくというのが本来の形ではあるんですけども、資力的な問題もあり、こういった原状回復するのはなかなか難しいというところで、今回、昭和50年頃からご自宅の敷地の一部としてこの物置と、敷地の一部として使ってしまっていて、この方は平成27年頃にお父様から相続を受けたということで、その経緯は、お父様が分からなかつたため、こういうふうな現状にな

つてしまつたということで、始末書としては頂いておりますので、もちろん原状回復できれば一番いいんですけども、資力的な問題からもなかなか難しい場合もあると思いますので、先ほど申し上げたとおり、他法令、開発のほうの関係とかも特に問題がないということで乗り越えられれば、農地法としてのは正、追認という形を取らせていただくほかないのかなという場合もあると思われます。

16番 委員

この書類から想定することで、肝心な問題だけちょっと申し上げますけれども、これは●●●●●●と●●●●●●というのは、続きの土地だと思うんですよ。申請人の住所を見ると●●●●●●、これは宅地ですよね、宅地で住所になっていますから、これに続いている3のほうにも建物分が出ていた、そういうふうな想定ができるんですね。だから、今回、3に属している部分を是正したい、そういうことでしようから、2つ続きの土地の中に、片方の4は宅地になっているけれども、3は畠で、現況は宅地になっている。それを今度は、現況、台帳とともに宅地に是正をしたい、そういう内容ではないかと思うんです。だから、面積にすると大きいなと私も思いますが、1番と同じように、やはり是正の必要性が生じるから、今回、申請をされたものというような想定論でいいんじゃないかと思うんです。ただ、面積は大きいですね。よほど大きい建物か何かではないのかなと、想定だけなんだけれども、それは別として、内容的には是正の措置をしていくのかなという考え方でできますので、私感ですけれども、そんなところでひとつお願いしたいと思います。

事務局

建物が●●●●●●に2つありますて、1つが農家用の附属家、171.9 m<sup>2</sup>が1つと、あと、簡易な附属家の11.57 m<sup>2</sup>ということで2つ建物があって、あの部分は宅地と一体として使っている、住宅と一体として使っている敷地になっているという状況になっております。

議長  
委員長

ほかにご意見はございますか。  
なし。

今回、1番と2番が同じような管理で、どういう形で対応するかということで、始末書の取扱いをどうするか、いろいろ難しい問題があつたんだろうと思うんです。これからも、この種の案件については、説明する際に、なぜこういう判断をしたかということをつけ加えて、皆さんにご紹介いただけだと非常にありがたいと思います。

ご質問がないようであれば、採決をさせていただきます。  
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。  
1番 沖之郷町の土地について、中古自動車置場用地として許可を得ましたが、事業計画がなくなり、そこに購入者が現れたため、当該許可の権利を承継するものです。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号1番について、第2地区が報告いたします。場所は沖之郷で、栃木県との境で、端っここのほうであります。現地を確認したところ、草がぼうぼうになっておりまして、何ら管理はしていなかったんですけども、前の人人が昭和61年7月15日に許可をして、埋め立ててあると思うんですけども、計画変更理由は、中古自動車ということで申請したんですけども、その後、買い手が現れて、隣に会社がありまして、●●●●というところになります。そのところが露天駐車場用地として取得して、駐車場として利用したいということあります。周辺農地には支障はなく、問題がありませんでした。第2地区では許可相当となりました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。
- 16番委員 まずは昭和61年7月15日の許可日で、それからもう40年近くたっていますよね。それと、これは●●●●●●●●●●というのは県のほうの許可ではないかと思うんですけども、これだけの期間、40年近

くもこういう状況で、許可の施工がされなかつたというのはどういうことなんですか。農業委員会で許可をして、例えば何年以内にそれをできるかできないかという結論を得て、40年近くもたつてから変更するとか、しなかつた、その期間は果たしてこれでいいのかな、そのような疑問があるんだけれども、何か参考にちょっと教えてくれますか。しようがないとは思うんだけれどもね。

事務局

今、委員からのご指摘のとおり、現在ですと完了報告も含めて、長くても1年以内には着工してくれということで指導はしておる状況です。ただ、お話しをいただいたとおり、昭和61年ということで大変古い案件でありまして、その件の転用の確実性がどうなつたかというところまでは、正直なところ、現在、一件一件追えてはいない状況であります。今回の件につきましては、一括して、この土地も含めて、隣接する農地も含めて、この後、5条申請で説明いただくところではあるかと思いますが、近隣の会社が買いたいという相談があつた中で、1か所、農転が出ているという事実がそこで判明したと。そこで、このままですともう既に転用済みですので、許可ができませんので、計画変更を上げていただいたというのが流れになります。

繰り返しですが、ここまで古い案件ですと、正直追い切れていないというのが事実でございます。以上です。

16番委員

この案件の許可は、今言ったように県のほうでやつたんだと思うんですけれども、例えば農業委員会、今現在の委員会で許可したものに対するフォローについてもしっかりとしていくかないと、また今後こういう問題が出てくると思うので、事務局サイドにお願いですが、やはり許可後のフォローはひとつよく把握していただいて、それに沿つた施工をしていない場合はやはり指導する必要もあるかと思いますので、要望しておきたいと思います。以上です。

事務局

ありがとうございます。重ねてになりますが、近年では、農地転用を許可してある案件については全てフォローアップしております、完了報告が上がっていない案件については現地確認、また、完了報告の催告ということでやらせていただいていますので、よろしくお願ひいたします。

18番委員

実は今、16番委員さんが言ったように、その後の指導というのがあるんだけれども、たまたま私の案件で、渡良瀬の原宿地区なんだけれども、駐車場で許可したのをなかなかやっていなかつたんですよ。やってないので、草ぼうぼうでと、共同して事務局に電話をしましたよ。近所に工事業をやっている人がいるので、そうしたら、草ぼうぼうで

容易じゃないんだよと言うので、私は写真を撮って、自分で持っていますけれども、そうやって、やっと整地した。だから、そういう案件がないとは限らないですよ。だから、転用すればそのままでいいんだと。農業委員会をなめるんじゃないよというんですよ。だから、今、16番委員さんが言ったように、その辺はやっぱりちゃんとしないと、出せばそれでいいんだとなってしまうので、その辺はやっぱりきちっとした対応をしていかないとまずいんだだと思います。

今までの歴代の農業委員さんがそこまで意識してやっていたかといえば、私はクエスチョンマークなんだよ。ただ許可すればいいんだと。昔はひとつお願いしますと酒を持ってきたんだってな、農業委員をやると辞められないと言っていたよ。ひとつお願いしますと、今はそんなことをやつたら駄目なんだから、そういうのは聞かないな。事務局の人は大体二、三年で動いちゃうから、我々も1期か2期、3期ぐらいやると辞めちゃうんだから、その辺ははっきりしておいたほうがいいかもしだれない。16番委員さんの意見は貴重だと思いますよ。以上です。

事務局  
18番委員

先ほど事務局から話をさせていただきましたが、確実に完了報告が出ていないものについては提出するように指導しているところでございますのでご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。  
気持ちを持つことが必要だな。

議長  
議長

それでは、よろしければ、本件について採決をいたします。  
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
全員賛成ですので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は45件です。  
事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数45件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 488 の内 0.359 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理

由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

2番 古戸町の土地 1,725 の内 5.412 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

3番 古戸町の土地 974 の内 0.366 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

4番 古戸町の土地 485 の内 0.201 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

5番 古戸町の土地 551 の内 0.155 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

6番 細谷町の土地 1,051 m<sup>2</sup>、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線細谷駅から概ね 500m 以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

7番 高林西町の土地 391 m<sup>2</sup> 外2筆 計 452 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 高林西町の土地 115 m<sup>2</sup> 外2筆 計 270 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 高林南町の土地 123 m<sup>2</sup> 外1筆 計 209 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 高林北町の土地 1,339 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

11番 高林北町の土地 272 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 脇屋町の土地 245 m<sup>2</sup> 外1筆 計303 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 沖之郷町の土地 173 m<sup>2</sup> 外5筆 計2,479 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

14番 矢場新町の土地 290 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 矢場新町の土地 280 m<sup>2</sup> 外1筆 計286.17 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 上小林町の土地 168 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 上小林町の土地 999 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、診療所建設用地として転用するものです。

18番 上小林町の土地 387 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、調剤薬局建設用地として転用するものです。

19番 上小林町の土地 0.10 m<sup>2</sup> 外3筆 計426.10 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 上小林町の土地 361 m<sup>2</sup> 外1筆 計425 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 矢場町の土地 329 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 矢場町の土地 473 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

23番 茂木町の土地 1,521 m<sup>2</sup> 外2筆 計3,751 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

24番 東長岡町の土地 1,258 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

25番 東長岡町の土地 1.79 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、ゴミ集積所用地として転用するものです。

26番 東長岡町の土地 383 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27番 原宿町の土地 436 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

28番 只上町の土地 271 m<sup>2</sup> 外1筆 計756 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、貸露天資材置場用地として転用するものです。

29番 粕川町の土地 230 m<sup>2</sup> 外1筆 計489 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30番 世良田町の土地 417 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 新田赤堀町の土地 1,514 の内 10.96 m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

32番 新田赤堀町の土地 336 m<sup>2</sup> 外1筆 計422 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

33番 新田村田町の土地 222 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

34番 新田反町町の土地 585 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

35番 新田市町の土地 419 m<sup>2</sup> 外5筆 計3,058.73 m<sup>2</sup>、農地区分第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

36番 新田市町の土地 836 の内 0.336 m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に

供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

當農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

37 番 新田大根町の土地 368 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

38 番 新田上江田町の土地 1,124 の内 7.12 m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

當農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

39 番 新田上江田町の土地 833 の内 6.26 m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

當農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

40 番 新田上江田町の土地 1,303 の内 10.54 m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

當農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

41 番 薮塚町の土地 1,184 の内 6.69 m<sup>2</sup> 外 10 筆 計 15,359 の内 82.28 m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

當農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

42 番 薮塚町の土地 703 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 1,839 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

グループホーム用地として転用するものです。

43 番 薮塚町の土地 651 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 717 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地・露天駐車場用地として転用するものです。

44 番 大原町の土地 1,085 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、倉庫用地として転用するものです。

45 番 六千石町の土地 329 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原

則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番から12番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番から11番まで報告いたしたいと思います。

地区協議会で許可チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

まず、1番から5番までなんですが、これは3条の申請のところと、一緒に絡みがありますので、ご報告したいと思います。

番号1番から5番につきましては、譲受人、譲渡人とも代表は●●さんという方で、営農型の太陽光発電施設用地でございます。そして、営農型ですから、下部農地でドクダミ、あるいはサカキを栽培しながら、引き続き、営農型太陽光発電を設置したいという3年間の更新手続の申請でございます。現地を確認したところ、1番から5番まで、いずれも大きな規模の太陽光ではないんですが、水田に面した場所でございまして、この時期になりますと周りの水田から水が入り込んで、現地を確認したところでは、下部農地のドクダミ、サカキの栽培の生育状況は全くの不良でございます。そういうところから、この申請の際に、単収の不足理由書というものが添付されております。これを見ますと、1番から5番までの水田に設置された太陽光発電では、圃場の排水性の悪化のため成育不良であると。今後の改善策といたしますと、圃場全体の排水性の悪化、土のうを積む措置ですか、あぜを高く盛る、排水溝を掘る、あるいは暗渠のパイプの設置、境界線に波板を設置するというような改善をして、単収の不足を今後穴埋めしていくみたいというようなことでございます。当地区協議会としまして、許可相当というふうには決定したんですが、その理由としますと、単収不足の理由等による改善策に期待をする、また、更新の必要書類が全て整っている、また、許可相当として今後見守っていきたいというような、いろ

いろな意見が出たんですが、こういったことで許可相当というふうに意見決定しました。

1番から5番につきまして、再度ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、番号6番についてご説明していきたいと思います。

6番につきましては、太陽光発電設備の設置用地ということで、発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということでございます。太陽光発電ですので、近隣の住民の皆さんに状況説明があります。そういったことで、当地区としましては許可相当というふうに決定しました。

続きまして、番号7番から9番は、申請理由は、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということで、こちらも既に周辺は住宅が建ち並んでいるような場所でございまして、周辺農地には何ら影響もないというふうに判断しまして、許可相当というふうにしてございます。

続きまして、番号10番は、太陽光発電設備の用地ということで、発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということでございます。こちらも現地を確認したところ、周辺農地には特別影響もございませんので、許可相当ということにしてあります。

また、番号11番は、一般住宅用地、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというようなことでございまして、こちらも周りが住宅が並んでいるようなところでございまして、周辺農地には何ら影響ないということで、許可相当というふうにしてあります。

番号1番から11番まで、以上でございます。

番号12番について7番が報告します。

一般住宅用地で、借家に住んでおり、申請地を母から借り受け、自己の住宅を新築したいということなんですかけれども、現地を確認したところ、周りがもう住宅なので、農地に何の支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

7番 委員

ただいま、第1地区協議会より番号1番から12番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

12番 委員

1番から5番の太陽光のドクダミを栽培ということで、不良ということで、これはドクダミをどのような形で処理というんですか、やって

いるんでしょうか。よく化粧水とか、薬とかでというのは聞いたことがあるんですが、それが不良ということは、ドクダミを3年間利用されなかつたということでしょうか。

1番 委員

この会社ですが、ドクダミを使いまして、ほかの関連する企業、ここだけではなくて相当な規模で、あちこち持っているんですね。ですから、そちらではドクダミを使って製品化して、それを販売しているというような実績もあるようでございます。細かいところは事務局のほうでご説明をお願いします。

事務局

1番委員さんからお話しいただいたとおりなんですけれども、ドクダミの販路としましては、まず、飼料として、養豚ですとか養鶏ですとか、本社の場所としては●●●ということになっているんですけども、●●で主に展開をしておりまして、●●でもドクダミを営農型でやつていらっしゃるというところで、●●に飼料製造プラントをつくって、中で飼料を熱したり、まずはドクダミ茶用の茶葉として購入があつたり、あとは化粧品ですとか、お酒にしたり、ドリンクにしたりということで、一応展開としてはいろんなことをやってはいるようです。

今お話しいただいたとおりなんですけれども、現地がもともと田んぼだった場所を使って育てているということになるので、水対策というのがなかなか難しいところで、程度の差はあるんですけども、結構水につかってしまっているところは見受けられたりするんですが、いろいろ対策はしていただいておりまして、1番委員さんのお話にあつたとおりなんですけれども、排水パイプをつくって水を流してみたり、暗渠を掘って、その暗渠に排水路をつくったり、対策としてはいろいろしていただいているんですけども、それがなかなかうまくいかないようなところもあるので、今後は土盛りをして、かさ上げをして水対策を取っていきたいというように計画をいただいておりますので、この3年間でその対策を取っていただきて、その経過を見守っていきたいということで、地区協議会のほうでは3年間ということでご意見をいただいているところになります。

12番 委員

分かりました。

18番 委員

ドクダミは太田市は初めてでしょう。

事務局

そうです。恐らくここが初だと思います。

18番 委員

ドクダミは昔、薬用のブームがあったときにちょっと作ったんだけれども、5月から大体7月頃の花が咲くときが一番成分が高いんだそうで、それで一応、事務局では、この前に●●●のあれでしょう、営農型太陽光を質問したでしょう。有名な人がいるでしょう、●●●の●●

事務局

18番委員

事務局

18番委員

事務局

18番委員

事務局

18番委員

6番委員

5番委員

議長

さん、あの人はよく勉強していますよ。ドクダミになると、ちょっと調査して、1反当たりどのくらい取れるか、データを出しておいたほうがいいですよ。

この相手先からも、一応データとしてはこれぐらい取れるというのを頂いてはいるんですけども。

何キロぐらい取れるというお話ですか。

一応1反で、ちょっとお待ちください。

大体、事務局が分かっていないから、うそを言ったって分からないんだよ。だから、そういうのをちゃんとやっておかないと、やっぱり農業委員会としての資質が問われるんですよ。何キロだった？

1反で1177.4kg取れると。

随分取れるね。

そうですね。そのような資料をいただいております。

だけれども、試験所でやっているんだけれども、もう1回、ちょっと調べてくれる、事務局でデータを出しておいてくれる。●●●さんがまとめたでしょう。こうやって一覧表、サカキは幾らというのであるでしょう、共有しているんでしょう。私も知恵を出したけれども、私は今回、知恵を出さないよ。だから、よく調べて、ドクダミをつけ加えておいてくれる。1反でどれぐらい取れるか。ヨモギはあるんだよ、薬用でないヨモギを作っている太陽光の人はいないけれども、ドクダミは条件的にはいいんだよな。ただ、排水なんかがないと駄目だ。ちょっと事務局で調べておいてください。分からなかつたら、相談に乗ります。改善策が出ている中で、地区のほうで、一応3年間の更新の中でその状況を見ていくということなんですけれども、地区のほうで判断で、そういうことであればいいとは思うんですけども、改善策を出して、半年なり、1年なり様子を見て、改めてやっていくという考え方があるのかなと思うんですけども、地区で協議した中で、一応3年間の更新の中で見るとなればいいんですけども、そこら辺は事務局なり、特に3年間で見ていくのでいいということなんですね。

今の関連で、追加でいいですか。

どうぞ。

5番委員

さっきの説明でいくと、ほとんど収穫ができないと。その中において3年間やっている中で、今まで排水関係に対応したのかどうか。全然しないでいて3年間過ごしてきちゃって、要するに今回、継続に当た

って排水施設をやるということはちょっと違うと思うんです。だから、今言ったように、やるのであれば、1年なら1年間を継続の期間にして、1年間排水対策をきちんと取ってもらって、それでこの栽培ができるのであれば、当然3年の継続のほうがいいと思うんです。

だから、今言ったように、これで水害でどうのこうのなっているんだったら、作物を変えるなり、何かの対策もあると思うんですよ。このままでは絶対に駄目だと思う。だから、それを踏まえた中で、3年ではなくて、やはり半年なり1年の事業計画の中で改善してもらうという案はどうなんですか。

事務局

まず、排水対策の経過についてお話しさせていただくと、今まで3年間の中でかなりいろいろやってはいただいている、先ほどちょっと1番委員さんにお話しいただいたとおりではあるんですが、土のうと波板の設置、あとは暗渠の排水施設、排水弁の設置ですとか、いろいろな対応ですかはしていただいた上で、そこが成果が出ている圃場もあれば、なかなかそれが効いていないような圃場もあるというところで、それに対して、今後、土を盛るしかないということで、その対応をこれから取っていただくということで話はいただいているという状況になっております。

盛土にしちゃっていいの。

盛土の許可を取っていただいてから。

盛土ということは、また一時転用が変わってくるんじゃないのか。農地型太陽光はどうなのか。一時転用を出さなくとも勝手に盛土はできるの。

事務局

いやいや、出していただいてからということにはなるので、もちろん、許可と届出、面積によりますけれども、それは必要になってくるので、許可を出していただいてからということになります。

そうすると、これは許可は出せないよね。今言ったように、改善策で盛土ということになると、順序としてそっちが先になるんじゃないのか。分からぬけれども、要するにこれを継続するに当たって、今まで3年間排水対策をしてきたけれどもできないと、もう盛土しか方法がないということになって、もし盛土ということになれば、結論がそうなれば、そっちが先になるんじゃないの。順序的にどうなの、俺はちょっと分からぬんだけれども。

事務局

本来はそうですね。先にできればよかったですけれども、今、いい土を探している最中という話を聞いていて、更新のタイミングにそのことが間に合わなかつたというところで、今回、一応計画としては、そ

いう計画があるということで話は聞いておりますので、まずはそこで更新をひとまず、そういう計画がありきて許可を取らせていただいて、その3年間の中で、もちろん早々にやっていただくことになると思うんですけども、土を盛って、またその経過を見ていって、その経過の中で、もちろんそれが足りなければ、作物変更ですとか、ほかの対策の指導ですとかを取らせていただくということには、次の3年間の中でそのように見させていただくことになるかなと思います。

5番 委員

そうだとすると、やはり3年ではなくて、1年なら1年でその計画をやってもらって、それでそれがちゃんとできたのならやっぱり継続でいいんじゃないの。3年間の中でやるということは、では、その3年間でできなかつたらどうなるの、次はボツになるよ。だったら、やはり1年間なら1年間で様子を見て、盛土をするなり、ほかの作物を考えるなりして対策をして、それで継続してやるほうが順序的には私はいいような気もするんだけども、皆さんがどういうふうに思うか知らないけれども、やはり期間をもって取りあえず対処してもらうと。どんな方法であろうが、盛土しようが、今言ったように作物を変えようが、その形のほうがいいような気もするんだ。

事務局

私のほうからちょっとお話をさせていただければと思っているんですが、今、この案件も含めて、ほかの営農型太陽光の関係全般に対してという形のお話なんですかとも、委員さんが言われたように、3年ではなく1年ですか半年という更新の仕方については、現状でももうそういうことも存在しておりますし、制度上でも3年以内という決まりになっていますので、そういうことももちろん可能な形になっています。その中で、1年なり半年、3年ではない短い期間での更新で改善をできるものと、また、できないもの、もうちょっと経過を見る必要があるものというのが、作付のものであったりとか、今回、排水のものは、育成とか何かというのを見る必要があるので、チェックしたかどうかという形になると思うので、またちょっと違ってくるかと思うんですけれども、いろいろなケースがあって、その中で改善ができなかつた場合については、今後どういうふうに改善しますかと。では、また作付をしてきたものを変えてしまって、また本数が足りなくなつたのでまた植え直してくださいという話をしたときに、花卉ですと、やはり夏場、秋ですと適さないので、冬場に年に1回この時期しかできないと。また、それがちゃんと取れているかどうかというのを確認する中で、ぜひとも経過を、時間を取り必要があるというケースもいろいろございますので、短く確認をするという時間だけで大丈

夫なものについては、そういう1年ですとか半年というのももちろん可能だと考えておりますけれども、経過をどうしても見なくてはいけない、また、その都度その都度ちゃんとやっているんだけれども、姿勢を見せていく、実際に実施もしているんだけれどもうまくいかないというケースと、全然やる気配がない、指導に全く従わない、それによってまたその後の対応も変わってきますので、突然、不許可、更新させないというふうに、いきなりそういう悪質なものであっても、手続上はなかなか一氣には踏めないので、まずは署名、事情聴取と文書を出すという形で是正の指導をします。その後に、また全く改善しないようでしたら勧告を出すという流れになりますので、勧告のほうを出しますと、経産省のほうに話が行きまして、太陽光の補助金が一時、ストップされます。その後、また勧告を出したにもかかわらず、全く駄目だという形になっていくと最終的に不許可という形の手続に進むことが可能という形になりますので、その段階を踏むに当たって、当然、相手の設置者のほうも対処するのに必要な時間というのは、一定期間やっぱり与える必要がありますので、それを与えずにどんどん書面を続けて出してしまって不許可というふうに持っていくのは、それはそれで問題が出てしましますので、短いスパンで確認できるものもありますので、もちろん3年でないといけないということを言っているわけではないんですが、一定の是正する期間を与える必要があるので、いずれにしても、基本的に原則としては、3年更新をさせていただいて、こちらの指導が全部実施できないという状況の場合については、本来は更新までにやっていただきたいものを是正して、結果を出していただきたいんですが、やむを得ず、その期間が確保できないという場合については更新をさせていただいて、その次の3年間の中で、基本、それぞれの県のほうからスケジュール的なもののサンプルを整備してくれているんですけども、駄目な場合について、最初は1回目が文書指導、事情聴取ともに進む形になります。そこから次の勧告に行くまでに最長1年というふうに、目安ですけれども、法律で決まっているわけではないですけれども。

5番 委員

悪いんだけれども、今の話を聞いていると、取消したとか勧告だという話は言っていないんです。要するに私も太陽光を自分もやったわけ。やはり問題があるので、1年やって経過を見たし、今回の件だって、1年間あれば経過を見られる。それで駄目なら、また1年で継続してやれば、誰も取消しの話をしているわけじゃない。誰も許可しないと言っているわけじゃない。ただ、要するに3年間はやらないで、今言った

ように盛土するだの、作物を変えると言っているから、では、1年経過を見て、それで検討したらどうなのと意見を言つただけなの。誰も取消しなんて言っている話ではない。ただ、3年間を許可するのはどうなのかなと。その3年間で、今言ったように改善されなかつたら取消しになるんだよ。そうしたら、太陽光の方もそうだし、農地を耕作している人も大変になるわけだよ。だったら、1年なら1年で改善してもらって、その期間が足りなかつたらもう1年また継続したらいい話じやない。それができるわけだから。言いたくないんだけれども、あくまでも3年以内なんだから。そう言っているだけの話で、誰も不許可にするとか何とかという話じやない。あくまでも今言つたように、今の作物ではどうにもならないから改善するということなんだろうから、その改善策で1年でやってみたらどうなのという意見を言つただけです。だから、皆さんができる判断をするか知らないけれども、やっぱりその期間でやつたほうがいいんじゃないかなということ、それだけなんです。不許可とか云々の話じやない。

3番 委員

地区によって、何か月か前に1年で継続を見るって、1年の許可のものがあったと思うんですよ。それで経過を見たら、3年の許可が下りたというのがあったので、やっぱり法の下の平等で、片方は3年間猶予を見る、片方は1年というのはちょっとおかしいと思うので、その辺のところは統一したほうがいいんじゃないかなと思って、今、意見を出してもらいました。

事務局

ありがとうございます。できるだけ同じようにしていきたいという考えは事務局も全く同じでございます。ただ、現時点で、この基準を下回っているので1年で、大幅にクリアしているので3年というのは、逆に現時点では決まっていない部分もあります。

3番 委員

そこら辺のところが違うんだと思うんです。5番委員さんが言ったように、1年の間で様子を見て、また次に審議をする、直ちに事務局はこういうふうにしますと言えばいいんじゃないの。だって、1年様子を見て、結果が悪かつたら、もう1年の間に改良しますというのをやらなければ、3年の間やらなかつたら3年間。

5番 委員

次はもう駄目だよ、不許可だよ。それでいいのかどうか、それだけの話。だって、そうでしょう。3年間で改善できなければ次は不許可になっちゃうんだよ。地区でどういうふうに判断するか知らないけれども、そういう話になっちゃう。それではどうしようもないから、取りあえず1年で経過を見てやつたらどうなの、継続でと言つているだけで、誰も不許可とかにしたくないんだから、みんなやつているんだから。

- 議長 私のほうで、ちょっといいですか。あまり質問すると皆さんからまた怒られるかもしれないんですが、幾つか教えてほしいんだけども、これは専門家に見せたか。彼らがこれからやろうとしている施策とか、あるいは、さっきから出ているように、その前の期間があったときに、その前の期間から、多分、具合が悪いから少し是正していたと思うんだけども、そういう是正策は、この仕組み上は、この会社以外の専門家の意見も聞くことにできるよね。これは専門家の評価は聞いているのかというのが1点。期間というのは、今出ているけれども、別にこれから1年がスタートするのではなくて、その前の年も通算をして検討することだから、単に区切りが1年とか3年というのは、スタートかどうかというだけで、耕作自体にはその前から検討しているわけだから、その結果がどうかということだね。それともう一つ、これは同じドクダミでも遮光率が違うんだよね。これは何か理由があるのか。確かにドクダミがいいというんだけれども、遮光率が違うでしょう。これはそのときの最大の条件に応じて遮光率を変えているの。
- 事務局 まず、遮光率は面積と、あとパネルの面積で出しているので、それで多少変わってくると。
- 議長 下は全然影響がないんだ。だって、下の作物に対する、遮光率というのを利用するんじゃなかつたっけ。それは関係ないのか。同じように太陽が当たるために、土地の条件に応じて遮光率を変えている、そういうことなのかな。
- 事務局 ここに書いてある遮光率は、単純にこの面積と太陽光パネルの面積で割り返して出しているだけのものです。
- 議長 下に行く光や何かというのは関係ないんだ。
- 事務局 ここに載っているのは、それで出したものというだけの数字にはなるんですけども。
- 議長 それともう一つは、●●●●●●●●がありますね。●●●●●●●●が切り替えているんだけれども、もうここの会社は全部、●●●●●●●●●●から●●●●●●●●●●●●に変わったんでしたか。あるいは●●●●に変わったの。

- 事務局 ●●●●●が営農している会社で、●●●●は太陽光を設置する業者ということで、グループ会社ではありますけれども、こういうふうに部門を分けていらっしゃるということになります。
- 議長 これは従来からこういう形で申請が出てくるんでしたか。
- 事務局 そうですね、基本的に譲受人は太陽光の設置者になると思うので、この会社さんはそういうふうに部門を分けてるので、5条で出してきている。
- 議長 今いろいろご意見が出て、必ずしも3年にこだわる必要はないので、もし1年であっても、今、5番委員さんのお話だとある程度検証できるという感じがあるんだけれども、そこら辺は専門家の話は、期間について聞いてみたか。1年の場合でどうですかとか、そういうのは聞いていないのか。
- 事務局 専門家の方には聞いていないんですけども、今まで状況の悪いものは1年という対応を取ってきましたが、1年だと作物の種類によつてはなかなか経過が見にくいくこともあるということや、1年の間で指導を重ねて、先ほどお話があった勧告につなげていくのがちょっと難しいだろうというところで、3年の期間をひとまず持たせて、その中で、指導をしてもなかなか状況が変わらないという場合には勧告につなげていって、最終的に状況が何も変わらなければ、その3年間の中での不許可につながっていってしまうとは思うんですけども、サポートの状況とか、全体的な状況を見るために、1年ではなくて3年ということで見させていただきたいなというところがありました。
- 議長 それは向こうの企業が1年では難しいと言っているわけなのか、可能性について向こうに照会してみた。
- 事務局 特に1年にしますとか、そういう話はしていないです。向こうが3年ということで出してきているので。
- 議長 1年では難しいという判断は専門家と話してみたのか。
- 事務局 もちろん、中の判断ということです。なので、ここに限らず、3年とい

う期間の中でいろいろ経過を見ていって、指導とかにつなげていきた  
いというような事務局内の判断ということにはなりますね。

5番 委員

ちょっといいですか。悪いんだけれども、今聞いていると、3年間、3  
年間って、もう3年間やってきたんだろう。言いたくないけれども、そ  
れでその後に3年間やってみなきや計画が分からぬといふのはおか  
しいんじゃないの。1年だって、今回で4年目になるんだよ。そうでし  
ょう。では、今までの3年間で何をやったと思う？ それで、今回、3  
年間の許可をしてやらなければ経過が分からぬといふのはおかしい  
んだよ、6年もやっちゃんだよ。言っていることがちょっと違うよ  
うな気がするんだけれども、では、今までの許可、一番初めの条件の許  
可の3年間は多分ちゃんとした項目で、計画書もちゃんと出てきたと  
思うんだよ。それに基づいてやってきた3年間でしょう。だって、その  
結果が出ていないということなんでしょう、こういう結果が文書的に  
出ているということは。だから、1年間様子を見たらと。だって、3年  
間になつたら6年もやるんだよ。6年やって結果が出なかつたらボツ  
にするのかいということになる。

事務局

指導の結果、何も結果が出なかつたら、途中で不許可、更新というより  
は、更新にたどり着かずに不許可という場合も考えられるかなとは思  
うんですけども。

5番 委員

だって、本来で言えば、3年間でこういう結果が出ているんだから、は  
っきり言って、本来これはボツなんだよ。契約書と違う結果なんだか  
ら。そうでしょう。下部は何も出荷しない、何もできていないんだから、  
言いたくないけれども、ここで3年間の契約違反、文書的な転用の、そ  
うでしょう。今言ったように、太陽光の会社も、要するに農地型でやつ  
ているから、農家が大変だから1年間様子を見たらと言っているだけ  
の話、それだけの話なんだよ。だから、ボツにするとか、取り下げの話  
をやっているわけじゃないの。ただ、やはり様子を見るのに1年でど  
うなのと言っているの。1年間で今言ったように対応ができる、やつ  
てみて、まだ結果が出ないといったら、また1年間継続してやればい  
いんでしょう。続くわけだから。

今言ったように、3年間、3年間で、要するに3年間で改善できなかつ  
たら、次は我々はいなくなっちゃうけれども、次の農業委員の方がど  
ういうふうに言うか知らないけれども、基本的には駄目なの。次は多  
分、許可にならない。そういうことなんですよ。そうしたら大変でしょ  
う。だから、部分的な期間で1年でも、半年でもいいからやってみて、

継続してやれば、太陽光の会社だって、要するに別にボツになるわけじゃないから、そのほうがいいと思って、ただそういう提案をしただけです。だから、皆さんがどういう判断をするか知らないけれども、私はそういう関係で、あくまでも1年でも、半年でも何でもいいから、一旦はやってもらって、改善してもらって、それで継続みたいな形を取ってやるほうがいいんじゃないかなと思って、質疑をしただけの話。だから、向こう3年間なんて、そんな話はどうでもいい。今言ったように、3年間やつたら3年間継続した中で改善できなかつたら、言いたくないけれども、もうボツだよ。通らないよ。

事務局

3年間でまずスタートをします。そして、下部農地での生産がなかなか追いつかないようなところについては1年ということで、以前にやられた経過というのをちょっと伺いました。事務局の中でちょっと話をしたんですけども、その1年間ということで許可をした、その間に何かしっかりと取り組めているのかということを確認していました。その取組については、例えば、本来ならば下部農地で生産しなければならない作物の関係がしっかりとできていないにもかかわらず、途中経過などの確認もできず、それに対する指導も十分な形できなかつたということなんですね。そうしたときに、その1年というのが、本当にうちが指導して、不許可にしたいわけではないんですけども、判断をするのに1年という中でどれだけ作業ができるのかということを考えたときに、やはり3年程度いただいて、そこでじっくりと指導したほうがいいのではないか、そんな結論でありまして、担当者のほうには3年でどうなんだろうというのを投げかけております。

ですので、今回は議案のほうで出てきた3年というのは、私たち事務局で話した期間であって、委員からいろいろ勉強になるご意見をいただきましたけれども、本日の議案についてはこの3年といでのいきたいと思っております。なお、今後の作業につきまして、事務局内部でもいろいろアイデアを出し合って、農業委員の皆様にもご協力をいただきながら調査などもどんどん実施できればと思っておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

5番委員

今だって、事務局が指導をしていないといったのでは。分からぬけれども事務局の責任なのか。事務局の指導が足りないと言つちやつたの、事務局の責任になるの。

事務局

事務局だけで何年もやるというふうに私も思っておりませんので、あくまでも農業委員の皆様といつしょになって、こういった指導についてはやっていかないことには進まないものだと思っております。

議 長

ちょっと私のほうから意見を申し上げると、先ほどもちょっと説明の仕方が悪かったんですけども、1年とか3年というのは、スタートは単にこの期間の問題で、その前の3年というのは1年より前に作業が入っているわけだから、スタートは、今度のここからスタートして3年ではない、前から継続していて、それがどうつながるか。だから、始めて1年という期間ではなくて、前からの関係ね、それが1つ。

それと、指導。ちょっと皆さんに言いますけれども、今体制が変わって、今は局長とか次長とか、いろいろ事務方で検討してくれました。前はそういうことを事務局の中で検討しているケースというのはなかなかなかなかつた。だから、真摯に検討していただいたというのは非常にありがたいと思うんだけども、やはり事務局が一件一件について全て指導は物理的にできない。これはやらないからといって責められる話ではなくて、容量からして難しい。それと、指導するといつても、事務局は素人なんです。皆さんのほうがプロ。だから、太陽光については指導者の意見書をつける、なおかつグループ以外の指導の意見をつけるということだから、第三者の手を借りつつ、我々として見る。

なおかつ、実は我々は指導する立場にないんです。やるのは事業者自体がやる話で、我々が指導して、それを継続させるというのは、意見を求められればやるんだけども、積極的にやる仕事の中の範疇とはちょっと違う感じがある。先ほどちょっと説明の仕方が悪いけれども、1年というのは、それより前から検討しているので、もしあれであれば、一旦、今月は留保にして、専門家の意見を聞いて、なおかつ過去の栽培実績、販売実績を検証した上でもう1回検討するか、あるいは、1年という中で会社に対して検討してもらうか、どちらかがいいのかなと。単純に3年というのは、無駄な3年というのは、5番委員さんが言われるように、私も無駄な3年だと思いますよ。ただ、事務局の意気込みだけはぜひ理解をしていただきたい。そういう形で取り扱うということで。案件そのものは、できればスタートした案件は育てていきたい、私は個人的にそう思いますね。ですから、先ほど事務局のほうで、やめた場合の手続を検討してもらったんですが、それはそれで重要な話なんですが、むしろどうやったらこれが伸ばせるかというのでご意見を頂戴できると非常にありがたいなと。あとはやり方の問題ですけれども、3年はどうかなという感じがしますけれどもね。

18番 委員

事務局は信用できないと言いましたけれども、事務局は、1年に一遍、県に営農型太陽光の報告を出しますよね。それで収量等も書いてあり

ます。そのときに予備知識として、事務局がこの品目については1反当たりどのくらいの収量があるんだなというのをマル秘で自分で持っていて、指摘することはできます。

議長

私が言っているのは、技術的な問題を言っているんじやなくて……。

18番委員

いや、そうじやなくて、県に報告する義務があるんですよ。そのときに、営農型太陽光は、一応、生産者とか指導機関のコメントをつけるんですね。コメントをつけて、収量がちょっと取れなかつたらば、こういう改善策をしたほうがいいとか、そういうコメントを普通は書くべきんですよ。どんな作物でも、1年たてば成育状態が分かるわけ。2年目はこうやって収量がだんだん多くなっていくので、だから、この会社は正直な会社で、取れなかつたと出したんですけれども、県のほうに毎年毎年、出しているので、それでコメントをする指導者がいるわけですから、その中で取れなかつたら改善策が書類に出ていると思いますよ。それを実行しなかつたということは、施工者が遂行できなかつたということになりますね。そういうことになりますね。申請書類は農業委員会を通って県に出すでしょう。全部書類をつづりで取つてあるでしょう、コメントが書いてあるでしょう。だから、そういうものを整理して。それで、先ほど3番委員さんと5番委員さんが言ったんじゃないけれども、3年でどうのこうのじゃないよ、植えれば、成育は順調に育っているとかというのは1年で分かるわけですよ。2年目は、ちょっとまずかったなといったときに、排水が悪かったとか、それは毎年毎年、改善しなくちゃ、それが技術なんだから、そういうのを怠つているので、その辺は先ほど意見が出たけれども、3年に一遍で駄目だったらと、そういうことではやっぱりまずいと思いますね。1年でそれぞれ見て、指導をすると。コメントが書いてあるんだから、コメント者に連絡を取つて、こういうことで一応やっていただきたいんですけどもと、そういうことでやってもらうのが一番いいんですよ。だから、コメントを書くのは責任があるんですよ。そんなわけです。

議長

第1はどうしますか。中でもう一度議論をされますか。

1番委員

私のところはもう議論を尽くしまして、それで3年で許可相当という書類も全て整っておりますので。ただ、こちらの定例総会でそういうふた意見に決まれば、当然それでいくしかない。

- 議長 分かりました。本件について、それ以外にご意見等ありますか。
- 18番委員 今、担当者のはうから意見が出ましたけれども、一応、地区協議会のほうでそういう意見でということであれば、今回こういう意見が出たので、この3年間、一年一年経過を見てもらって、チェック機能をやって進めたらどうですか。地区協議会の立場もあるでしょうから。
- 6番委員 最初に私がちょっと言った意見からこういう状況になったんですけども、本来であれば1年とかで見るのがいいのかなとは思うんですけども、事務局なり、内部で検討した中で、いろいろ考えた中で、3年間でないと判断ができないなり、そういうものを確認していきたいということであれば、いいのかなと思います。また、地区でもそういうことで決定したのであれば。ただ、一番はやっぱり事業者にしっかりと自覚をしてもらうような話をしてもらいたいなと思います。そこがまず一番だと思いますので、幾らしっかりと事務局で話したりしても、事業者が自覚を持ってやらなければ同じなので、そこは3年間の中でしっかりと指導なり、指導するができるのかどうか分からぬでけれども、そこをしっかりとやってもらえれば許可でいいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議長 再度事務局に聞きますけれども、3年については、申請者はどういうふうに言ってきてるんですか。事務局の気持ちは分かりました。申請者は、その後の3年の中で、どういう形でやっていく、展開するとか、あるいは専門家の意見としてこういう評価を得ている、その確認は事務局はしているのかな。
- 事務局 特にこちらから1年とかそういう話はしていないので、今後、3年間やっていくということで計画としては出していただいているんですけども、これまでやってきた排水対策、そこがなかなか足りなかつたというところになるので、それを施した上で、植付けを増やして、その経過を見ていくというような提出状況になっているということにはなりますね。
- 議長 では、3年について、3年をどういう形で検証していくかというのは、企業から出ているの。単に3年あれば何とかなるかもしれませんと、そういう紙が出ているということですか。

- 事務局 3年あればどうにかなるといったものではないんですけども、今後そういういった排水対策をさらに施していきたいというお話になるので、今まで足りなかつた部分、排水対策を施して、単収を満たしていきたいというような計画にはなります。
- 5番委員 ちょっと疑問に思うんだけれども、今の3年は、地区協でやったんだから別に3年でも私もいいと思っているの。ただ、今の意見でいうと、極端に言うと、3年間やって、取りあえずやってみて駄目だったら、また3年間みたいな意見じゃない。俺は今そういうふうに解釈したの。要するに3年は、当然、地区協だってやつたんだからそれに関する反対しないです。ただ、3年間で改善できなかつたときに、今度、継続が出たときにどういう対応をするのか、それだけ確認を取って、正式にはつきり物を言ってもらないと、できない、同じことになっちゃう。またできなかつた、では、また3年間かけて改善しますというのでは、ちょっと違うような気がする。
- 事務局 3年間やってみて、また駄目だったら次というわけではなくて、この3年間の中で対策を施していただいて、途中で駄目だったら、文書で指導して、1年以内に期限を設けて、こういう是正をしなければ、今後さらに強い勧告になりますよというような通知を出します。指導をしてもそれに従わなかつたり、全然成果が見えていなかつた場合は、勧告通知を送って、そうなると、もう補助金ですとかが止まってしまうということになるので、その3年間で次の許可ができるかどうかを見ていくというような形を取らせていただきたいということになります。なので、次で無理やりまた引き延ばしたいというわけではなくて、またこの3年の間で経過を見て、指導を重ねていって、もちろん条件がよくなれば次の許可につなげていけると思うんですけども、駄目だったら途中で取消しますとか、そういうところになっていってしまうのかなと思うので、無理やり考えた、引き延ばしたいというわけではなくて、この経過で見ていきたいといふんですかね、そんな形を取らせていただきたいということになります。
- 事務局 今、許可とか不許可とか出ていますけれども、はつきり言って、本来、これは不許可にするためにやっているわけじゃないんですよ。要は3年間のうちに営農状況をよくしていきましょうということで、一応、3年間の許可をまずはさせていただいて、その後、改善指導というのをしながら、よりよい方向に持つていければいいかなというのが、単純なほど素直な意見なんです。なので、1年でもいいといえばいいかもしれないんですけども、そこで1年間で本当に成果が出るのかどう

かというのはやはり分からぬ状況というのがあるので、それでしたら、少し時間をいただきて、その中で、会長が言っていたとおり、営農指導等、専門家を含めて今後そういった活動をしていくて、よりよい営農型太陽光の活用というのをしていければいいかなというのが私の意見ではあるんです。なので、一応3年間は猶予を見させていただいて、対応させていただければありがたいかなというところで皆さんにご提案をさせていただいたという状況です。

2番 委員

●●●●は太陽光で発電した電気を販売をしていると思うんですよね。そのあれを買っている事業所か何かに連絡をしたほうがいいんじゃないですか。●●●●●●●●●はあまり営農型太陽光にふさわしくないようなことをやっていますよ、あなたの電気を買っているんですよと、そういうことをホームページか何かで流して。

事務局

話をした指導が重なって、より重い勧告というような状況になると、経済産業省のほうに通報という形で連絡を取らせていただいて、そうなると電気は止まる、補助金ですとかが止まるということになります。大分議論をしているんですけども、地理的な条件で、古戸地区の水の状況を想定すると、やっぱり相当平地じゃないかと思うんです。要するに水が随分高いんだと思うんですね。だから、それによって栽培にどういう影響を与えるか、その辺の問題があるんだと思うんですけれども、これは議論をしていますけれども、私の考えで申し訳ないんですが、地域的な条件を見ながらやっていく場合には、やはり事務サイドが一番よく知っていると思うので、事務局に一任をして、先ほど課長も言ったように、ある程度の期間が必要だとすれば、また、地域の地区協においてもそういう結論に達していますので、ひとつその辺で結論を出したらどうかなということで提案を申し上げたいと思います。

以上ですが、よろしくお願ひします。

9番 委員

ちょっと確認なんですかけども、備考欄に3年間更新(2回目)とあるんですけども、これは申請した時点で最初からありましたように、それを更新するときに1回目ということになると思うので、2回目ということは過去6年間やっていたということでいいですか。

事務局

今回が2回目の申請ということになるので、4年目ということになります。

9番 委員

だから、最初に申請をすると、それで許可が出て3年間たつと、それで1回目の更新があるのかなと思ったんです。そういうのではないんだ。2回目の申請ということになるので、1回初めての初回の申請があって、初めて許可を取って、今回が2回目。

- 9番 委員 2回目というのは要するに申請が2回目ということで、更新が2回目じゃなくて。
- 事務局 そうです。ちょっと分かりにくくて申し訳ないんですが、2回目の申請ということになります。なので、更新は初めてということですね。
- 9番 委員 6年間だと思ったので、それだけ期間があって、作物を作っていて駄目になっちゃったって、どんな対応をしていたのかなと思ったので、では、申請が2回目という解釈ですね。
- 事務局 はい。
- 9番 委員 分かりました。
- 19番 委員 すみません、第1の関係で皆さんにご協議をいただいて、ありがとうございます。この現場なんですけれども、非常に土地が低くて、見に行つたときもそうなんですけれども、いわゆるぬかるみみたいな感じの土地なんですね。それなので、私は素人で申し訳ないんですけれども、そこが果たしてドクダミのところにまず適しているのかなと、そんなことも思いました。
- あと、時期的にちょうどドクダミの花が咲き終わって、私たちが見に行つたときには、ドクダミが一番元気がいい出荷時期を既に過ぎておりますし、元気度もないところへ私たちも見に行つたものですから、今度、勢いのあるときにドクダミがどのぐらい出ているのかということを見る必要があるのかなとちょっと感じました。
- 素人で参考になるかどうか分からんんですけども、土地が大変狭いところで、サカキのところもそうなんですけれども、サカキのところは、そんな全部変えていなくて、作付、植えた穴埋めというか、根っこに対してどこまで面倒を見てあげたのかなと。もっとよく面倒を見て、一本一本、途中で面倒を見てあげれば、サカキも全員が元気に、全部の木が育っていくんじゃないかなというふうに、現地へ行ったときにそのように思いました。だから、業者の方が途中でついているのかどうかという観察、そういうのも、ドクダミにしても間のときに、会社だからお忙しいと思うんですけども、会社でやる以上は責任があるわけですから、私たちも責任がありますけれども、太陽光の会社の方が育ち具合がどうなのかを途中でも見ていただくというのはどうかなと、そんなことをちょっと思いました。よろしくお願いします。
- 18番 委員 19番委員さん、農業委員会は責任はないですよ。農業委員会は責任はないの。現実を見て、今話を聞いたら、びちゃびちゃ田んぼで作物なんかできるわけないよ。栽培条件を見れば、水はけがよくて、湿気がある程度必要なのがドクダミの栽培条件なんだよ。だから、業者だってび

ちやびぢや田んぼにこういうものを作つて、ただ太陽光をするために設置をした、補助金を目当てにするんだと、それっきり見えないがね。だから、その辺はよく業者の、普通の人だったら、初めから高めにして、排水除去をしてやるよ。頭の中には、営農型太陽光だけれども、下はどうでもいいと、要するに太陽光ができればいいんだと、そういうふうに見えてなりませんね。

19番 委員

今、びぢやびぢやという言葉は、私のほうでお水があるような雰囲気で言つてしまつて申し訳なかつたんですけれども、そんな状況ではありません。水がたまつたりとか、そういうことではない。ただ、土地が低いから、やはりそれは立地条件としてどうなのかなと思うので、参考で。言葉が足りなくて申し訳なかつたんですけれども、そういう状況です。ですので、私たちのところでは、先ほど1番委員さんからもお話がありましたけれども、ほかの空いている土地を持ってきたほうがいいんじゃないとか、いろいろと出たんですけれども、皆さんの協議では、今回は許可相当でいいんじゃないかということでお話が決定をしましたので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ありがとうございます。それ以外に意見はありますか。

16番 委員

採決をしましよう。

議長

この会社はそもそも専門家じゃないんじゃないかという感じがしましたね。だって、まさに水質、なつかつドクダミとかそういうことをやつているのであれば。

16番 委員

ちょっといいですか、時間ばかりたつてしまつて、言葉の表現は、いづれにしても、先ほども言った地区協のほうでもそれ相応の協議はしたんでしょうし、私も考えるに、古戸地区の状況がどうであるかというのはある程度分かっていますから、だとすれば、やはり先ほど言いましたように、事務局のほうでもその範囲は分かると思いますので、今後のフォローを期待しながら、早く採決してください。以上です。

議長

私は1年ということで、取りあえず様子を見る。それと、事務局、あるいは専門家を探して、あるいは会社にも1年の計画を求めるようにしていきたいと。ただ、いたずらに3年を積み重ねてやるよりも、1年を3回やれば3年になりますから、1年ということで本件の処理をして

いきたいと思っていますが、よろしいですか。

18番 委員 それでいいんじゃないですか。

議長 それでは、1年ということで皆さんの採決を求める。許可そのものはしますが、更新期間は1年。恐縮ですが、もう少し専門家を探しつつ、専門家の意見を聞きながら少し本件に対応していただくという条件を出すということにします。特にご意見がなければ、賛成の方の挙手を求めます。

議長 許可しますが、更新期間は1年ということで賛成の方、挙手を願います。

(挙手 多数)

議長 賛成多数ということで、かようにさせていただきます。

議長 続いて、番号13番から28番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員 番号13番について、第2地区が報告します。

これは先ほど議案第4号の1番と関連がありまして、申請理由が露天駐車場用地、駐車場として60台の案件であります。●●●●というのは、この駐車場を造るところから大体300m南のほうにある会社であります。申請理由として、各種プレス金型設計、作成等の業務を営んでおり、事業の拡大を図るため、申請地を取得し、駐車場として利用したいという申出であります。

第2地区では許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

13番 委員 番号14番から23番について、ご報告いたします。

番号14番、15番は、いずれも申請地を取得して、自己の住宅を新築したいとのことです。申請地は隣同士で、周りには農地ではなく、住宅なので問題はないのではないかと思います。

番号16番は、祖父から申請地を借り受けて、自己の住宅を新築したいとのこと。母屋の前で、物置を壊して敷地内に住宅を新築するので、何ら問題はないと思います。

番号17番は、医療機関で医師として勤務しており、出身地で開業するため、申請地を取得して、診療所、小児科を建設したいとのこと。また、

親は同じく●●●●で、●●●●で内科を開業しております。

番号 18 番は、薬局の経営を行っており、隣接地に診療所が開設するのに伴って申請地を取得して、調剤薬局を建設したいとのこと。北は●●●●●●●があり、三面溝もあり、農地に支障がないと思われます。

番号 19 番は、親が子どものそばで生活したいので、申請地を取得して、子ども世帯の隣で自己の住宅を新築したい。

番号 20 番は、19 番の子どもで、実家に住んでおり、資金の都合もついたので申請地を取得して、自己の住宅を新築したい。

いずれも周りが転用済みのところなので、問題はないと思います。

番号 21 番は借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得して自己の住宅を新築したい。

番号 22 番も、借家に住んでいるが、子どもが大きくなり、手狭になつたため、申請地を取得して自己の住宅を新築したい。申請地が隣同士で、周りは住宅地で、何ら問題はないのではないかと思います。

番号 23 番は、解体工事業を営んでいるが、事業の拡大を図るため、申請地を取得して、資材置場として利用したい。申請地の西側は水路と●●●●●の植木置場になっており、南は水路で、フェンスが東の道路まで来ていて、申請地の隣は田植えがしてあります。北側は道路です。誓約書も添付されていますが、隣が水田なので、工事をするときは一言言つてはいかがと思います。現地を確認したところ、周辺への支障もないと思われますので、地区協議会では許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 3番 委員

番号 24 番から 26 番について、報告します。

番号 24 番は、太陽光を設置するものです。この会社は、この近くに 3 か月くらい前に許可が下りたところで太陽光をやっています。周りには農地もないでの、許可相当と意見決定しました。

番号 25 番は、大分前から、1 か月前ぐらいのときに転用の許可が出たところなんですが、1.79 m<sup>2</sup>を許可を得ないでごみ置場を造っちゃったという現場です。

番号 26 番はその土地の、ここは 8 年ぐらい前、不法に造成をしてしまったところなんですが、今回、擁壁を撤去して是正をして、許可を、申請が出たものですから、いろいろ地元で現場を見たりして、擁壁を撤去したものですから、許可相当ということで意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

18番 委員

番号27番、28番について、18番が説明いたします。

番号27番につきましては、露天資材置場の用地として申請がされまして、周辺の状況は、もともと北、東側はこの申請地の資材置場、西側は畠になりますと、南側は宅地で、営農条件には支障はありません。許可相当と地区協議会では決定しました。

番号28番につきましては、資材置場用地で申請がしてありますと、北側は市道で、東側は工場用地となっております。南、西側は宅地で、営農条件は支障はないんですが、北側の道路は通学路で、安全対策のため、フェンス等の設置、さらにお口の設置場所を明記してくれということで事務局へ連絡をして、地区協議会の時点で申請者から確認事項が取れましたという書面をもらいましたので、これも許可基準から見た判断で問題なしと、地区協議会では許可相当と決定しました。  
以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号13番から28番について報告がありましたと、ご意見、ご質問等ございますか。

16番 委員

事務局に対する質問なんですが、24番の太陽光発電事業の関係、先ほど6番と10番も出たんですが、いろいろな抗議があつたので、なかなか質問できなかつたんですが、その中で、太陽光発電事業で設置用地になりますと全面にパネルになると思うので、地目変更で、当然、雑種地になると思うんです。というのは、農地から除外されることになるかと思うんですが、これについては市のほうで設定した地域計画、その地区とその指定地の、第二種だから指定地外になるのか、その辺を確認したかったです。

事務局

ありがとうございます。今、委員がご指摘の質問なんですが、太田市で現在制定されています地域計画におかれましては、地区が青地の農地のみとなっておりまして、農地転用がかかる白地につきましては、太田市の地域計画には含まれておりません。よろしくお願いします。

第二種農地だから、要するに地区外になっているということですね。

そうです。今、一種農地も地区外となっております。

青地ではなくて、白地の中ということですね。分かりました。

16番 委員

事務局

16番 委員

ほかにご意見等ございますか。

なし。

なければ、採決いたします。

議 長

委 員

議 長

番号 13 番から 28 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長  
全員賛成でありますので、番号 13 番から 28 番を許可とすることに決定いたします。

議 長  
続いて、番号 29 番及び 30 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果をご報告願います。

8番 委 員  
番号 29 番、30 番について、第 4 地区が報告します。

29 番、30 番は一般住宅用地で、借家に住んでおり、申請地を取得して自己の住宅を新築したいということで、既存住宅の中の一画ということで、周辺には農地はありませんので、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長  
ただいま、第 4 地区協議会より番号 29 番及び 30 番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員  
なし。

議 長  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 29 番及び 30 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長  
全員賛成でありますので、番号 29 番及び 30 番を許可とすることに決定いたします。

議 長  
続いて、番号 31 番から 40 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16 番 委 員  
番号 31 番から 40 番について、第 5 地区が報告いたします。

番号 31 番と 32 番でございますが、31 番は下部農地でブルーベリーを栽培しながら、引き続き営農型太陽光発電を設置したいという更新の申請であります。現地を見てまいりましたが、現地は春先の段階では 1 m 前後の草原という状態であります。3 年間放任したというような感じのものであります。6 月末の現地調査では草は刈り取ってありましたが、以前に植えた、私の推定ですが、120 本前後のブルーベリーが残っていたのが僅か 5 本であります。更新手続に際して、10 年計画の上、営農計画は提出されて、6 年間は赤字、7 年目より 4 年間は●●●●●●の黒字とされています。現地は水田であり、果たして改

植して新たな結果が出るかはちょっと疑問であると考えられます。添付の状況報告書には、知見のある人の意見として、作物の変更も踏まえて検討すべきであると表示されています。83歳の方の10年計画の営農計画等もいろいろもろもろの事情を考慮して、第5地区では一応保留と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号32番は、既存の集落の中の農地であり、ほとんど周囲は宅地化されて、これが最後となる農地であると思われます。これも周囲に影響はなく、問題はないと思われますので、第5地区では許可相当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

9番 委員

続きまして、同じく第5地区から報告します。

番号33番につきましては、場所は瑞木団地の南の方向に当たります。現在、借家に住んでおりますが、自分の住宅を新築したいとのことで申請がありまして、チェックリストに基づき現地確認をしましたが、周囲も住宅地となっており、支障なく問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号34番ですが、現在実家に住んでおり、今度、父の所有する土地を借り受け、自分の住宅を新築したいとのことで申請がありました。チェックリストに基づき現地確認をしましたが、周囲も住宅地となっており、支障はなく問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号35番ですけれども、地権者は高齢で、多くの面積を耕作できないということで、譲受人の●●●●ということで、最初に議案1号の1番で出ました関係議案であります。農地法の許可の取消し案件で出たものであります、譲受人の●●●●の会社の資材置場が飽和状態のため、北側に隣接する農地を借り受け、資材置場としたいとのことで調査したところ、周辺に譲渡人の農地もありますが、耕作に特に支障はないものであり、問題ないと判断し、許可相当と意見決定をしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号36番ですけれども、これは5の1から、5番までと同じ会社になるんですけども、場所は古戸と新田市町とあるんですけども、この現地は営農型太陽光発電設備が設置されておりまして、

継続して賃貸借により事業を営んでおり、申請当初の転用面積に錯誤があることが分かり、再度調査の上、計算し、正確な数値を基に図面と書類を作成し、申請するものであります。なお、設備の下部農地には、支柱 72 本とサカキ 596 本が植栽されております。現地を調査したところ、周辺に農地もありますが、耕作に支障はなく問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上であります。

10 番 委 員

続きまして、番号 37 番、38 番、39 番、40 番について、地区協議会の結果を報告します。

まず、番号 37 番は、譲受人が借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築するものです。現地を確認したところ、申請地は周りを住宅に囲まれており、チェックリスト上も問題はなく、許可相当と意見決定しました。

番号 38 番、39 番、40 番は、営農型太陽光発電の更新の申請です。調査した結果、過去にブルーベリーを作付してありますが、管理があまりよくなく、3 年間のうちの収量がほとんどなく、木のほうも半分以上枯れまして植え替えたところなんですかとも、申請された中に改善策がよく示されていないため、地区協議会のほうでは保留という形にしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただいま、第 5 地区協議会より番号 31 番から 40 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

5 番 委 員

ちょっと確認だけさせてください。先ほど太陽光のあれで、●●●●●●●●●は 1 年間ですよね。今度また同じ会社が出てきたんだけれども、これは現地はちゃんとになっているんですか。そうすれば別に 3 年でも構わないけれども、同じ会社だから、場所が違うだけの話で、もし同じ状態だとすると、これも 3 年ではなくて 1 年が妥当だと思うんだけれども、その辺がちょっと分からんだけれども。

それでは、その件についてご報告します。

現地を確認しましたところ、サカキのほうは 1.5m ほど伸びていて、周辺も、草も結構きれいに清掃されていて、管理のほうは適切にされておりました。ですから、3 年も可能かと思います。

5 番 委 員

結構です。

- 議長 それ以外にご意見はありますか。  
委員長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 32 番から 37 番を許可とし、31 番及び 38 番から 40 番を改善計画書の追加提出することを条件に保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議長 全員賛成ですので、番号 32 番から 37 番を許可とし、31 番及び 38 番から 40 番を保留とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 41 番から 45 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17 番 委員 番号 41 番につきまして、17 番から報告いたします。  
41 番は太陽光の更新の申請であります。当該地区の周辺の対策につきましては大変よく配慮され、除草も適正に管理されている状況であります。太陽光下の農地の利用でございますが、作物としてはミョウガを作付したもの、現在、根茎腐敗病が発生し、収穫率は一部地域において地域平均を下回っている状況にあります。このことから、現在、農業専門官による指導を受けながら、改善計画を立てて、対策、事業を実施している状況にございます。地区協議会としましては、既に土壤改善計画も進め、所定の計画に沿った作業も行っているという状況でございますので、地区協議会といたしましては許可相当ということで意見決定しました。ただ、今後、改善計画の進捗度合い等経過を見守っていくという附帯意見をつけまして許可相当ということに意見決定したところでございます。以上です。  
続きまして、番号 42 番でございます。当該申請は、転用目的欄にありますように、障がい者支援事業の一環としてグループホームを設置し、利用したいというものでございます。周辺の状況ですが、東、南、西側の三方は住宅に接し、北側に一部、狭小な農地に接しているという状況でございます。地区協議会において、周辺土地への支障も特にならないという判断から許可相当と決定いたしました。  
続きまして、番号 43 番でございます。当該申請は、使用目的欄にも記載されておりますように、資材置場及び駐車場用地として利用したいというものでございます。周辺状況でございますけれども、東側は県道、西側は市道に挟まれた地域でございまして、南側は住宅に接して

いる。北側に一部農地に接するところがございますけれども、当該地周辺は全体的に宅地化が進み、農地への支障も特にないということから、地区協議会におきましては許可相当と決定したところでございます。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

12番 委員

番号44番、45番について、第5地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号44番は、介護用品の販売をしており、事業計画のために倉庫を建てるものです。

番号45番は、祖母より申請地を借り受け、住宅を新築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく何ら問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号41番から45番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

ちょっと私のほうから、教えてくれますか。41番、許可条件をつけるというお話をされていますけれども。

17番 委員

いや、許可条件というより、附帯意見として今後経過を見守っていくと。

議長

それは別に向こうに対して言うのではなくて。

17番 委員

地区協議会においてそういう決議をしたということです。

議長

分かりました。ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等なければ、採決いたします。

番号41番から45番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号41番から45番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第6号 競公売農地の買受適格証明願が会長宛てにあつたので、審議を求める。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番、龍舞町の土地について、競公売執行機関は前橋地方裁判所太田支部、競公売期日は令和7年7月16日から令和7年7月23日、転用目的は露天駐車場用地です。
- 以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号1番について報告します。これは先月6月に1件ありました。それで今回も提出されておりまして、2件です。だから、2件で競売の競争入札を行うものと思われます。この方は露天駐車場用地として、運送業を営んでおり、事業の拡大を図るため、申請地を取得し、駐車場用地として利用したい。駐車場は27台あります。現地は、現在と同じで竹が生えております。周りは除草剤がまかれていきれいでました。第2地区協議会では許可相当となりました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員長 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号1番に買受適格証明書を交付することに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号1番について買受適格証明書を交付することに決定いたします。
- なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高値買受申出人または次順位買受申出人となり、当該申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められたときを除き、許可といたします。
- 議長 以上で審議は終了いたしましたが、次の報告第1号は先月、農業会議

に意見聴取した6月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

議長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、27ページに記載のとおり、8件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、29ページから34ページに記載のとおり、32件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、35ページに記載のとおり、1件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、36ページから38ページまで記載のとおり、14件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議長 委員長 総会から第5号につきまして、ご質問等ございますか。  
なし。

以上で第24回定例総会を終了します。

閉会 令和7年7月9日（水）午後4時20分